

# 手技

各種スタイルの手技セラピストが集う安心バックアップ



# セラピスト協会

整体師、施術家、セラピスト達からの幅広い支持を得ています。

POINT 1

## 心強い

相談助言

セラピストやサロン経営者の「困った」に相談助言致します。

- ① トラブル対応の相談
- ② セラピストの働き方や顧客獲得の助言
- ③ 経営者のための雇用やブランディングの助言

POINT 2

## 幅広い

補償制度

幅広い施術に対応した補償で安心をバックアップします。

- ① 手技施術だけでなくアロマオイルを使った施術や出張施術のトラブルにも適用
- ② 販売した商品のトラブルにも適用
- ③ 本補償制度の運営は、Chubb 損害保険株式会社です

POINT 3

## うれしい

会費価格

セラピストや経営者にうれしい、リーズナブルな会費です。

- ① 年会費 14,000円
- ② 入会金 不要
- ③ 補償制度加入 自動付帯



入会のご案内



例えばどんな事に補償が適用されるの？

# 手技セラピスト協会の補償制度



1 手技業務による事故



2 施設内でのお客様のケガ



3 汚損・破損のトラブル



4 人格権侵害のトラブル



5 商品トラブル



6 施設・設備トラブル

詳細はこちらをご覧ください

## 補償金額

	1名	1事故	免責金額
対人賠償	5,000 万円	5,000 万円	3 万円
対物賠償	—	1,000 万円	3 万円

上記補償金額は手技セラピスト業務特約、施設所有（管理）者特別約款ー漏水補償特約、生産物特別約款にそれぞれ適用されます。（生産物特別約款では、対物賠償1事故の補償金額は補償期間中の支払限度額となります。）その他の特別約款、特約につきましては次頁記載の額が補償の限度額となります。

## 適用資格

手技セラピスト協会の会員に限ります。会員以外のご利用できません。会員にはこの補償制度が自動付帯しますので新たな料金はかかりません。

## 認定手技

- ・整体
- ・カイロプラクティック※脊椎に対してのスラスト行為は対象外
- ・オステオパシー
- ・タイ古式
- ・足ツボ
- ・リフレクソロジー
- ・ストーンセラピー
- ・リンパドレナージュ
- ・リンパマッサージ
- ・フーレセラピー
- ・足圧
- ・小顔
- ・美顔矯正
- ・ボディケア
- ・ヘッドスパ
- ・フットケア
- ・アロマセラピー
- ・アーユルベーダー
- ・ロミロミ
- ・オイルを使用したマッサージ※オイルの飲用は対象外
- ・エステ
- ・ネイルケア
- ・角質ケア※手技行為に限り対象
- ・その他、本会が認めた手技行為



どんな場合に補償が適用されるのか具体例が知りたいのだけれど…

# 支払い限度額及び補償事例

## 1 手技業務による事故 〈手技セラピスト業務特約〉

- オイルを塗った際、お客様の肌にあわないオイルを使用してしまいかぶれてしまった
- 背中でのボディケア時に誤って強く押ししまい、お客様の肋骨にヒビが入った
- スクールにて作成したオイルによって、第三者の肌が荒れてしまった等

【主な免責事項】

- 治療機器・用具のみで生じた事故（手技行為以外の事故）  
※（アロマ）オイルの飲用なども補償の対象外です。
- 脊椎に対してのスラスト行為に起因する損害賠償責任
- エステ行為に起因する損害賠償責任の内、（イ）脱毛（ロ）ピーリング（ハ）アートメイク（ニ）まつ毛カール は対象外
- 顧客の意図した効果、性能を発揮出来なかったことによる損害賠償責任  
※商品に対する場合も同様です
- 切開・切除・刺す・吸引などの施術行為
- ネットワークビジネスのモニタリングや、販売で生じた問題
- 不当な身体の拘束による自由の侵害により生じた問題
- 医業行為、外科的手術、医薬品の調剤・調整・鑑定・販売・授与または授与の指示に起因する損害賠償責任
- 法で定められた免許を必要とする医業類似行為に起因する損害賠償責任（あん摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師等に関する法律、柔道整復師法等）
- 当協会会員同士の損害賠償責任 等

免責金額 3万円

## 2 施設内でのお客様のケガ 〈施設治療費用補償特約〉

- 施設（サロン）内でお客様が転倒し骨折をした
- ◆1名30万円限度 ◆1事故300万円限度

【主な免責事項】 ○施設のために仕事・工事を行うために雇われた人が被った身体傷害 等

免責金額 3万円

## 3 お客様からの預かり品のトラブル 〈受託者特別約款〉

- お客様から預かったバック、コート等を誤って汚してしまった
- 火災によりお客様から預かったバッグ、コート等を燃やしてしまった
- ◆1事故100万円限度 ◆期間中100万円限度

【主な免責事項】 ○現金、貴重品に対するの損害 等

免責金額 3万円

## 4 人格権侵害のトラブル 〈人格権侵害補償特約〉

- 公衆や第三者に認知される形で、お客様の容姿に対する口頭、文書、図画等の表示行為によって名誉棄損やプライバシーの侵害の訴訟となり賠償責任を負ってしまった。

- ◆1事故1,000万円限度 ◆期間中1,000万円限度

【主な免責事項】 ○セクシャルハラスメントや犯罪行為に起因する損害賠償責任 等

免責金額 3万円

## 5 サロンで販売した化粧品に起因する事故を補償 〈生産物特別約款〉

- 販売した化粧液が肌にあわず、お客様の顔が炎症を起こした（メーカーの製造物責任となる場合もあります。）
- 施設（サロン）で販売した健康食品が古くなっており、食中毒を起こした

【主な免責事項】 ○法令に違反して生産、販売または提供した商品等に起因する事故  
○販売した商品に回収措置が講じられた場合に要した費用 等

免責金額 3万円

## 6 施設や設備によるトラブル 〈施設所有（管理）者特別約款 - 漏水補償特約〉

- 建物に立て付けられている看板が落下、通行人がケガをした
- 窓際においてあった植木鉢が落下、お客様がケガをした
- 施設（サロン）から漏水し、階下のテナントの什器を破損した

【主な免責事項】 ○会員所有・勤務先の管理施設に対して、財物の損壊に起因する損害賠償責任 等

免責金額 3万円



手技セラピスト協会についてわからないことがいろいろあるのだけれど…

# 協会についてのQ&A

## Q1. いつからでも入会できますか。

A. お申込みは随時受け付けております。所定の手続きを経た後、当協会の加入条件を満たせば入会できます。

## Q4. 年会費を支払った上で、さらに保険料が必要なのでしょうか。

A. 必要ありません。会員付帯の補償サービスなので年会費のみのお支払です。

## Q7. 更新時、自動引落以外に支払い方はありませんか。

A. 現在は、自動引落のみとなっています。

## Q10. サロン内での事故等でお客様が死亡した場合には支払われますか。

A. 死亡事故も補償対象ですが、保険会社による調査や審査を経て支払が決定されます。

## Q13. サロンの駐車場での事故は補償対象ですか。

A. 補償の対象外です。

## Q16. 店舗の床ワックス仕上げが悪くお客様が滑ってケガをした場合は補償になりますか。

A. サロン側が法律上の責任を負う場合は対象となります。

## Q19. 器具によるやけどなどは補償されますか。

A. 施術の流れの中で使用される用具は原則は補償対象ですが、器具単体で使用されるものは補償対象外です。ご不安でしたら対象であるか確認いたしますので、使用用具の資料を提出してください。

## Q2. 国家資格を持っていても、入会できますか。

A. 入会は可能です。但し、国家資格を使用した業務は補償の対象外となります。

## Q5. 会費の支払いは、年払いのみですか。月払いはありませんか。

A. 年払いのみとなっています。月払いはございません。

## Q8. 1人の入会でサロン全てが補償されますか。

A. 1人の入会ではサロン全体は補償されません。会員本人のみのサービスとなっております。

## Q11. 手技業務による事故の補償の限度額は？

A. 対人で1名・1事故 5,000万円、対物1,000万円 免責金額3万円になります。

## Q14. 出張先の、個人のお客様宅の破損についての補償は？

A. 補償の対象外です。

## Q17. ボランティアの施術も補償対象になりますか。

A. 補償対象です。会員様の手技行為に対して補償されます。但し、日本国内に限ります。

## Q20. 国家資格をもっている、国家資格を使用しない施術は補償対象ですか。

A. 国家資格を必要としない施術で免責事項にあたらないものは補償の対象です。但し、国家資格登録施設内では、混合診療は認められてませんので、施術を行う場所を明確に分けて会計時の料金のお支払等、お客様への了承を受けて施術してください。

## Q3. 年会費の支払い方は？

A. 年会費のお支払い方法は、ご指定の口座からの自動引き落としのみとさせて頂いております。

## Q6. 会員証はいつ届くのでしょうか。

A. お申込みの受付完了日の翌月に設定しています年会費の引落を、確認させて頂いてからの発送となります。

## Q9. 出張での施術は補償対象ですか。

A. 補償対象です。会員様の手技行為に対して補償されます。但し、日本国内に限ります。

## Q12. 免責金額とは何ですか。

A. 事故が起きた場合、お客様の自己負担分です。免責金額は3万円です。

## Q15. 入会をすると、入会前の事故（トラブル）も補償されるのですか。

A. 補償の対象外です。

## Q18. 途中で退会したいのですが。

A. ご退会は随時可能ですが、会費に関しましては年会費として頂戴しておりますので、月割り等での返金はいたしかねます。

## Q21. 事故（トラブル）が起こった際、どうすればよいのでしょうか。

A. まずは、事故の応急対応を行ってください。その後、協会所定の事故報告書を送付して頂きます。



手技セラピスト協会ってどんな団体なの？

# 手技セラピスト協会とは

本会は、消費者が安心して手技セラピストを利用できることを目的として、手技セラピスト業を営む法人（個人事業主を含みます。以下「法人」といいます。）および個人（手技セラピストを目指す専門学校生、大学生等を含みます。以下「個人」といいます。）のための技術・モラルの向上と、手技セラピスト業の遂行に伴う様々なリスクから法人およびセラピスト個人を守るため、手技セラピスト業界の発展と資質の向上を図ります。

## 活動内容

1. 手技セラピスト業を営む上でのリスク管理の提案活動
2. 手技セラピストの働き方改革に対するサポート活動
3. セラピストの手技行為に伴うトラブルや苦情に対する相談活動
4. セラピストに対しての安全や安心意識の向上活動
5. 手技セラピスト業を営む経営者に対する店舗価値向上のアドバイス活動

## 会員期間と更新について

会員期間は、入会申込書にご記入いただくご入会月の1日（サービス開始日）午前零時から1年間とします。また、会員期間終了日の1ヶ月前までに会員から更新しない旨のお申し出がなく、本会の審査により承認された場合には、会員期間は自動更新されます。

## 加入資格

以下の条件を満たす方で、本会の承認を得た方とします。

- (1) 日本国内において手技セラピストを業として活動を行っている方※1
- (2) 美容・エステ・リラクゼーション関係業界の方

本会が入会を承認した方が本会の会員としてサービスを受けることができます。ただし、本会の継続審査の結果、会員として認められない場合、会員の継続をお断りさせていただく場合がございます。

※1 手技行為を行っているセラピストの方を、当協会では「手技セラピスト」と呼称します。

## 協会の認定する手技行為

- ・整体
- ・カイロプラクティック
  - ※脊椎に対してのスラスト行為は対象外
- ・オステオパシー
- ・タイ古式
- ・足ツボ
- ・リフレクソロジー
- ・ストーンセラピー
- ・リンパドレナージュ・リンパマッサージ
- ・フーレセラピー・足圧
- ・小顔・美顔矯正
- ・ボディケア・ヘッドスパ・フットケア
- ・アロマセラピー・アーユルベーダー・ロミロミ
- ・オイルを使用したマッサージ
  - ※オイルの飲用は対象外
- ・エステ・ネイルケア・角質ケア
  - ※手技行為に限り対象
- ・その他、本会が認めた手技行為

## 年会費と振込方法について

年間費は会員1名につき、14,000円です。会費は年払とし、ご指定の金融機関口座からの口座振替により払っていただきます。振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日が振替日となります。

## 退会について

ご入会いただいた後、退会を希望される場合には、本会所定の申請書にてご通知ください。なお、会員期間の途中で退会されましても、年会費の返戻はございません。

## 手技セラピスト協会

名称	手技セラピスト協会
理事長	進藤元善
設立	平成22年5月12日
住所	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-4-16 いちご神田小川町ビル6F
電話	03-5577-7650
ファックス	03-3518-0914

